

「長岡まちなか民間活力創造研究会」設置要綱

株式会社第四北越銀行（以下「第四北越銀行」という。）、独立行政法人都市再生機構（以下「UR都市機構」という。）及び長岡市は、次のとおり「長岡まちなか民間活力創造研究会」設置要綱を定める。

平成27年5月29日
(令和3年1月1日改正)

(設置)

第1条 中心市街地において新たなまちづくりを促進することを目的に、産・官・学・金が連携し「情報交換・まちづくり研究の場」として、本会を設置する。

(名称)

第2条 本会は、長岡まちなか民間活力創造研究会と称する。

(構成メンバー)

第3条 本会は、幹事、会員及びオブザーバーで構成する。

(幹事・オブザーバー)

第4条 幹事は、第四北越銀行、UR都市機構及び長岡市とする。ただし、必要に応じ増員することができる。

2 幹事は、第1条の目的を達するため、オブザーバーを委嘱することができる。

(代表幹事の選任)

第5条 本会を円滑に運営するため、幹事の互選により、代表幹事を選任する。

2 代表幹事は、本会を代表する。

(会員)

第6条 会員は、出店や出投資など中心市街地のまちづくりに関心のある企業・団体等から募集し、幹事会において決定する。

2 募集条件等は、別途定める。

3 会員は、幹事への申し出によって脱退することができる。

4 会員の企業名・団体名は、原則公開とする。

(研究会の開催)

第7条 第1条の目的を達成するため、研究会を開催する。

2 研究会は、次の活動を行う。

(1) 中心市街地のまちづくり政策に関する情報提供

(2) 中心市街地のまちづくりに関する勉強会、セミナー等の開催

(3) その他、中心市街地のまちづくりに関する活動

(幹事会の開催)

第8条 幹事会は、代表幹事が招集し、次の事項の検討を行う。

(1) まちなか活性化プロジェクトに関する事項

(2) その他、中心市街地のまちづくりに向けた支援策等に関する事項

(事務局)

第9条 本会の事務局は、第四北越銀行、UR都市機構及び長岡市とする。

2 代表窓口は、第四北越銀行内に置く。

(会費)

第10条 本会の会費は無料とする。

(その他)

第11条 本要綱に定める事項のほか、必要な事項は、別途定める。

附 則

この要綱の一部改正は、令和3年1月1日から施行する。